

山梨県指定障害者支援施設等に関する基準等を定める条例新旧対照表
表（第二条関係）

新	旧
<p>(従業者の員数等)</p> <p>第六条 指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 生活介護を行う場合</p> <p>イ 生活介護を行う場合に置くべき従業者は、次の(1)及び(2)に掲げる者とし、その員数は、それぞれ(1)及び(2)に定めるとおりとすること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）<u>、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</u>次に掲げる員数</p> <p>(一) <u>看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数</u> 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(1)及び(2)に掲げる数を合計した数以上</p> <p>(イ) () から () までに掲げる<u>平均障害支援区分</u>（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ () から () までに定める数</p> <p>() <u>平均障害支援区分が四未満</u> 利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。() 及び () において同じ。）の数を六で除した数</p> <p>() <u>平均障害支援区分が四以上五未満</u> 利用者の数を</p>	<p>(従業者の員数等)</p> <p>第六条 指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 生活介護を行う場合</p> <p>イ 生活介護を行う場合に置くべき従業者は、次の(1)及び(2)に掲げる者とし、その員数は、それぞれ(1)及び(2)に定めるとおりとすること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）<u>、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</u>次に掲げる員数</p> <p>(一) <u>看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数</u> 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(1)及び(2)に掲げる数を合計した数以上</p> <p>(イ) () から () までに掲げる<u>平均障害程度区分</u>（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ () から () までに定める数</p> <p>() <u>平均障害程度区分が四未満</u> 利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。() 及び () において同じ。）の数を六で除した数</p> <p>() <u>平均障害程度区分が四以上五未満</u> 利用者の数を</p>

2・3 略
二了六 略
口了く 略
口了 (3) 略
口了 (四) 略
口了 (口) 略
した数
() 平均障害支援区分が五以上 利用者の数を三で除
五で除した数

2・3 略
二了六 略
口了く 略
口了 (3) 略
口了 (四) 略
口了 (口) 略
した数
() 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除
五で除した数